

対外開放における自由貿易区のプレゼンスが高まる～ 中米貿易摩擦を背景に対外開放が加速

リサーチ & アドバイザリー部
中国調査室

メインピックス 2

対外開放における自由貿易区のプレゼンスが高まる～中米貿易摩擦を背景に対外開放が加速 2

- ▶ 2019年8月27日、国務院は「6つの新設自由貿易試験区総体方案の通知」を公開し、山東、江蘇、広西、河北、雲南、黒龍江といった6つの省に自由貿易試験区を設立することを決定した。これにより、2013年9月に上海が中国初の自由貿易区に決められてから、中国全土における自由貿易区は18まで増加し、全国半数の省が自由貿易区を保有することになっている。貿易利便性の向上、金融と投資の対外開放及び政府職能の転換といった従来の自由貿易区が担う主要任務の他に、新設の自由貿易区が経済の対外開放における役割分担はそれぞれ新たに特定されており、東南部沿海地域から中西部地域まで、全国市場を網羅する自由貿易ネットワークの構築が始まっている。本稿では、中国対外開放の過程と成果を紹介したうえで、上海自由貿易区の制度改革を中心に、中国の自由貿易区ネットワークの現状と見通しを分析してみる。

CDI コラム 10

中国企業「解体新書」(6) Keep 10

- ▶ 中国経済の持続的な成長やインバウンド需要等を受けて、日本国内でも中国経済に関する報道が随分と増えました。そこで取り上げられる企業も、アリババやテンセントに留まらず、様々な企業が紹介されています。しかし、以前の批判的な風潮からの反動からか、手放しで礼賛するような報道も散見され、かえって実態が見えづらくなっているように見受けられます。そこで、本コーナーでは、日本で紹介され始めている著名中国企業を取り上げ、その実態と将来の展望、日本企業に対する示唆等を述べていきたいと思ひます。
- ▶ 第6回は、昨年、ゴールドマンサックス主導で1.27億ドルの資金を得た「移動健身(モバイルフィットネスジム)」を標榜する北京卡路里科技有限公司が運営するKeepをとりあげたいと思ひます。

プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士 13

定款記載事項って? -その日本と中国の比較- 13

- ▶ 今回以降2回にわたって、ビジネスを始めるにあたっての最も基礎となる会社の定款について、その記載事項を日本と中国の比較の観点から確認してみたいと思ひます。

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2019年10月) 18

メインピックス

対外開放における自由貿易区のプレゼンスが高まる～中米貿易摩擦を背景に対外開放が加速

2019年8月27日、国務院は「6つの新設自由貿易試験区総体方案の通知」を公開し、山東、江蘇、広西、河北、雲南、黒龍江といった6つの省に自由貿易試験区を設立することを決定した。これにより、2013年9月に上海が中国初の自由貿易区に決められてから、中国全土における自由貿易区は18まで増加し、全国半数の省が自由貿易区を保有することになっている。貿易利便性の向上、金融と投資の対外開放及び政府職能の転換といった従来の自由貿易区が担う主要任務の他に、新設の自由貿易区が経済の対外開放における役割分担はそれぞれ新たに特定されており、東南部沿海地域から中西部地域まで、全国市場を網羅する自由貿易ネットワークの構築が始まっている。本稿では、中国対外開放の過程と成果を紹介したうえで、上海自由貿易区の制度改革を中心に、中国の自由貿易区ネットワークの現状と見通しを分析してみる。

【図表1】中国自由貿易区の「1+3+7+1+6」構造の形成



(出所)公開情報により当行中国調査室作成

I. 対外開放の成果とビジネス環境の改善が顕著

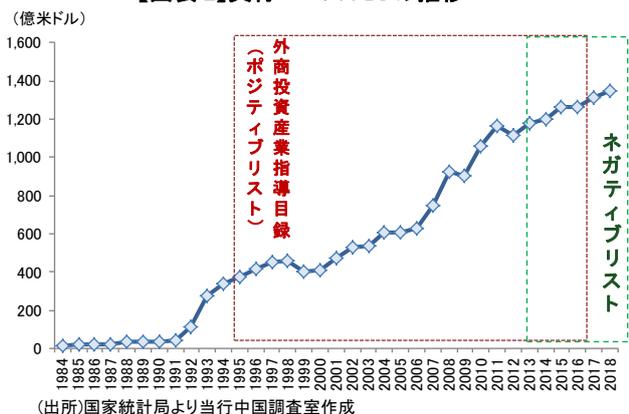
反グローバル化勢力が台頭し、中米貿易摩擦を中心とした世界範囲に広がっている貿易摩擦が激化する中、世界において外商直接投資(FDI)の規模は顕著に縮小する傾向になっている。2016年～2018年の世界FDI規模は前年比それぞれ5.7%、22.0%、13.4%と減少した。EUと米国のFDIは3年連続でマイナス成長となり、2018年は前年比それぞれ18.5%、9.2%減少した。それに対し、中国のFDI規模は比較的堅調であり、前年比は2017年が横ばいで、2018年が3.7%増加した。外資企業にとっては、中国は依然として魅力的な市場であることが分かる。中国における外商投資が活発化している要因は以下2つが考えられる。

1つ目の要因は中国の消費市場に成長力がまだ強いことである。2001年より、中国の小売総額は拡大し始めた。金額から見れば、2009年の中国の小売総額は米国市場の半分であったが、その後の10年間近くで、中国の消費市場の拡大はさらに加速した。2019年の中国の小売総額6兆米ドルに達する見込みであり、米国と同水準になる。市場規模が拡大すると同時に、生活水準の向上と所得の増加による消費のグレードアップも新たな需要を創出し続けている。

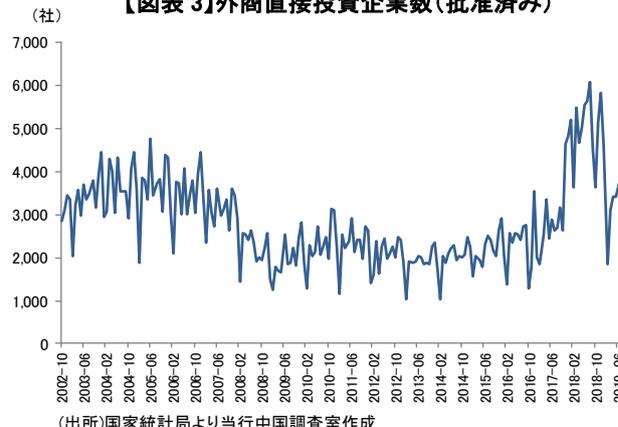
2つ目の要因は中国政府が持続的に推進している対外開放政策の効果が顕著であることにある。中国対外開放の成果を最も直観的に表す分野は外商投資参入産業に対する制限の緩和と言える。1995年の初の「外商投資産業指導目録」が公開され、中では外商投資に当たり、「奨励類」「許可類」「制限類」「禁止類」産業に分けられている。この指導目録は2017年までに計7回に更新されており、中国経済発展の状況と国内市場需要などに応じて外商投資産業に対する制限を段階的に緩和してきた。2018年7月、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」が全国範囲で実施されることにより、「外商投資産業指導目録(2017年版)」の「制限類」と「禁止類」産業の部分は新たなネガティブリストによって置き換えられた。2019年7月、「外商投資奨励産業目録(2019年版)」が新たに公開され、「外商投資産業指導目録」の「奨励類」産業の部分も廃止された。このように、すべての産業を政府の管轄下に収めるような「指導目録」から、制限・禁止類産業のみを強調する「ネガティブリスト」へ転換し、産業制限緩和に加えて、「審査制」から「登録制」への改

革も含め、外商投資における政府の全般的な主導権は弱まりつつある。

【図表 2】実行ベース FDI の推移



【図表 3】外商直接投資企業数(批准済み)



【図表 4】外商投資産業政策の推移

	1995年	2013年	2018年	2019年
全国レベル	外商投資産業指導目録(1995年、1997年、2002年、2004年、2007年、2011年、2015年、2017年)			
	奨励類	→		外商投資奨励産業目録(2019年版)
	制限類	→		外商投資参加特別管理措置(2018年版)(全国版ネガティブリスト2018)
	禁止類	→		外商投資参加特別管理措置(2019年版)(全国版ネガティブリスト2019)
自由貿易区 パイロット	1995年	2013年	2018年	2019年
		自由貿易区外商投資参加特別管理措置(自由貿易区版ネガティブリスト)(2013年、2014年、2015年、2016年、2017年、2018年、2019年)		

(出所)公開情報により当行中国調査室作成

世界銀行が発表した「ビジネス環境の現状(Doing Business 2019)」では、法人設立、建設許可、資金調達、貿易などの分野の発展水準によって、世界 190 か国・地域の投資環境の評価を発表している。世界銀行のレポートは 2004 年から発表されてきたが、2006 年の総合ランキングでは中国の順位は 91 位であった。2001 年に中国 WTO 参入してから、中国の貿易取引規模は急速に拡大し、中央・地方政府も外資誘致に動き出していたが、当時のトップダウン指導政策はまだ「ポジティブリスト」である「外商投資産業指導目録」になっており、外資参入及び事業展開に対して全般的な主導権は政府側に握られていた。2015 年になっても、中国の総合ランキングの順位は 90 位に止まり、大きな上昇は見られなかった。

【図表 5】中国ビジネス環境の改善



(注)世界銀行レポートの統計対象は、レポートバージョンの1年前の下半期から前年の上半期となっている。すなわち、「Doing Business 2019」の統計期間は2017年6月から2018年5月までの期間となっているため、「2017年/2018年」と表記。

(出所)「ビジネス環境の現状(Doing Business)」より当行中国調査室作成

「十三・五(2016年～2020年)」時期では、中国の対外開放は加速し始めており、投資家保護、契約履行などの分野で改善が見られた。特に2019年のレポートでは、2017年6月から2018年5月まで、中国のビジネス環境は前の統計期間より大幅に改善され、順位は一躍して78位から46位まで伸び上がった。分野別で見ると、2017年/2018年に、中国は法人設立、電力確保、投資家保護、貿易、契約履行においての得点は顕著に改善された。例えば、順位が最も大幅に上昇した「法人設立」の分野で、法人設立に必要な時間は2013

年/2014年の31.4日から2017年/2018年の8.6日まで短縮され、効率が大幅に向上した。貿易について、輸出と輸入に必要な平均時間は47.1時間、158.0時間から34.5時間、72時間まで短縮されたが、得点が高位であるEU諸国の通関時間(輸出入はそれぞれ1時間)に比べては、まだ改善する余地が大きく残っている。

「世界の工場」として高度成長を遂げた中国は、労働力人口の減少、人件費の上昇、資源コストの上昇など様々な課題に直面するようになってきている。安い人件費や豊富な資源を求めてきた一部外資企業は、生産工場をベトナムやインドネシアなどの東南アジアへ移転する動きがあった。最近の中米貿易摩擦がこの傾向を強めたと見られている。しかし、ビジネス環境の順位では、マレーシア(15位)、タイ(27位)を除けば、ベトナム(69位)、インドネシア(73位)、インド(77位)、ミャンマー(172位)はすべて中国を下回っている。中国は生産拠点としての優位性のある程度弱まっているが、巨大な市場が存在すること、サプライチェーンが構築されていること、対外開放水準の向上という利点から見て、外資企業にとって、中国は良好なビジネス環境かつ市場の潜在力が大きい国である事実は変わっていない。

【図表6】世界ビジネス環境ランキング(2017年/2018年)

1~25		26~30		50位以下		項目別トップリスト		
順位	国家・地域	順位	国家・地域	順位	国家・地域	項目	トップ	備考
1	ニュージーランド	26	オーストリア	51	イタリア	総合順位	ニュージーランド	*EU27か国の15か国 デンマーク スロバキア オーストリア スロバキア スペイン ベルギー フランス イタリア ポーランド ルーマニア ポルトガル ハンガリー チェコ ルクセンブルク オランダ
2	シンガポール	27	タイ	52	ルーマニア	法人設立	ニュージーランド	
3	デンマーク	28	カザフスタン	53	ハンガリー	建設許可	中国香港	
4	中国香港	29	ルワンダ	54	メキシコ	電力確保	アラブ首長国連邦	
5	韓国	30	スペイン	55	ブルネイ	資産登記	ニュージーランド	
6	ジョージア	31	ロシア	66	ルクセンブルク	資金調達	ニュージーランド	
7	ノルウェー	32	フランス	69	ベトナム	投資家保護	カザフスタン	
8	米国	33	ポーランド	73	インドネシア	納税	中国香港	
9	英国	34	ポルトガル	77	インド	貿易	EU諸国*	
10	北マケドニア	35	チェコ	138	カンボジア	契約履行	シンガポール	
11	阿拉伯	36	ノルウェー	154	ラオス	破綻処理	日本	
12	スウェーデン	37	ベラルーシ	172	ミャンマー			
13	中国台湾	38	スイス					
14	リトアニア	39	日本					
15	マレーシア	40	スロベニア					
16	エストニア	41	アルメニア					
17	フィンランド	42	スロバキア					
18	オーストラリア	43	トルコ					
19	エトピア	44	コソボ					
20	モリシャス	45	ベルギー					
21	アイスランド	46	中国					
22	カナダ	47	モルドバ					
23	アイルランド	48	セルビア					
24	ドイツ	49	イスラエル					
25	アゼルバイジャン	50	モンテネグロ					

(出所)「ビジネス環境の現状(Doing Business)」より当行中国調査室作成

II. 対外開放のパイオニアである自由貿易区の立体像

改革開放の初期段階に、中央・地方政府が外資を誘致し、製造業の発展を促進するために、一連の開発区を設立した。中国の開発区では、国務院の許可で設立された「国家級開発区」と省級人民政府の批准で設立された「省級開発区」がある。2018年3月に公開された「中国開発区審査公告目録(2018版)」では、国家級開発区、省級開発区はそれぞれ552か所、1,991か所あったが、国家開発区網の最新統計データ(2019年9月時点)によると、中国全土の国家級開発区は610か所、省級開発区は2,053かへとそれぞれ増加している。

【図表7】開発区と自由貿易区の関連性

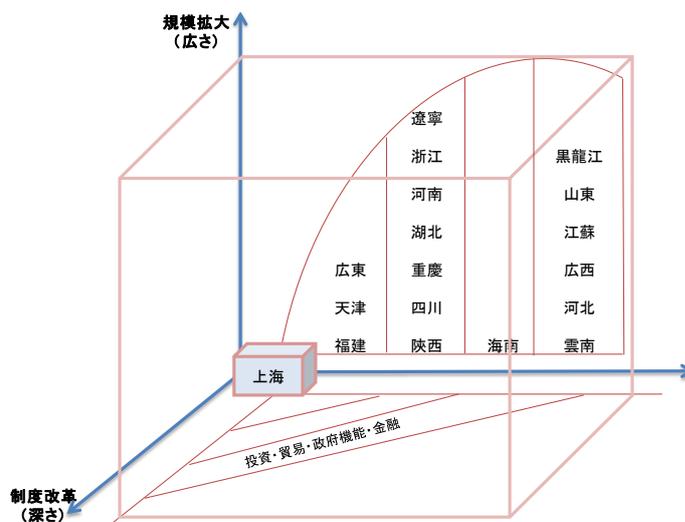
類別	名称	個数		
国家級	経済技術開発区	219	税関特殊監督管理区域	レベルアップ → 自由貿易区
	ハイテク産業開発区	168		
	国境経済協力区	19		
	国家級新区	19		
	保税區	143		
	輸出加工区			
	保税港区			
	越境工業区			
	保税物流パーク			
	総合保税區	42		
その他				
省級	経済開發区	2,053		
	ハイテク産業パーク			
	特色工業パーク			

(出所)公開情報により当行中国調査室作成

自由貿易区はすでに設立されていた開発区を基礎に設立されたといえる。輸出加工区、保税物流パーク、越境工業区、保税港区、保税区和総合保税区和いった6つの開発区はすべて「税関特殊監督管理区域」に属している。その中、総合保税区和は2006年に新たに考案された概念であったが、2015年以降、ほかの5つの開発区を総合保税区和に整合するという「税関特別監督管理区域整合改善の加速の方案」が打ち出された。2013年に上海における税関特別監督管理区をさらに整合して上海自由貿易区を立ち上げた。この意味では、自由貿易区は税関特別監督管理区域のグレードアップ版とも言えるが、中国経済成長に対する影響力は従来の開発区を超えている。商務部の「中国外商投資報告2018」によると、2017年に、国土面積の0.3%を占めた国家級経済開発区における外商投資金額は全国外商投資の20%を寄与した。それに比べ、全国11の自由貿易区は国土面積の0.01%を占めていたが、自由貿易区の外商投資が全国外商投資に占める割合が12%に達しており、外商投資誘致の効率が非常に高いことが分かる。また、2019年1~7月、海南自由貿易区を加えた12の貿易区のFDI金額の前年比伸び率は全国平均水準(7.3%)を超えて14.6%に達し、全国外商投資の14.2%を占めている。

2012年以来、中国経済が新常态に入ってから、経済発展モデルの転換と産業構造の高度化が経済政策のキーワードになっている。それを背景に、自由貿易区は新たな対外開放の窓口として登場し、経済のグローバル化が深化する中、従来の工業生産を中心とした産業政策から貿易サービス業などのハイエンドサービス業へ転換するためのパイオニア的な存在になりつつある。実際、中国の自由貿易区の進め方として、上海自由貿易区が先行実施した制度を後から設立された自由貿易区に応用させるというモデルが指摘される。自由貿易区エリアの増加は中国対外開放の「広さ」を増している一方、上海自由貿易区の制度深化は対外開放の「深さ」を強化するという構図が見て取れる。

【図表8】上海自由貿易区を中心とする中国自由貿易区の立体像

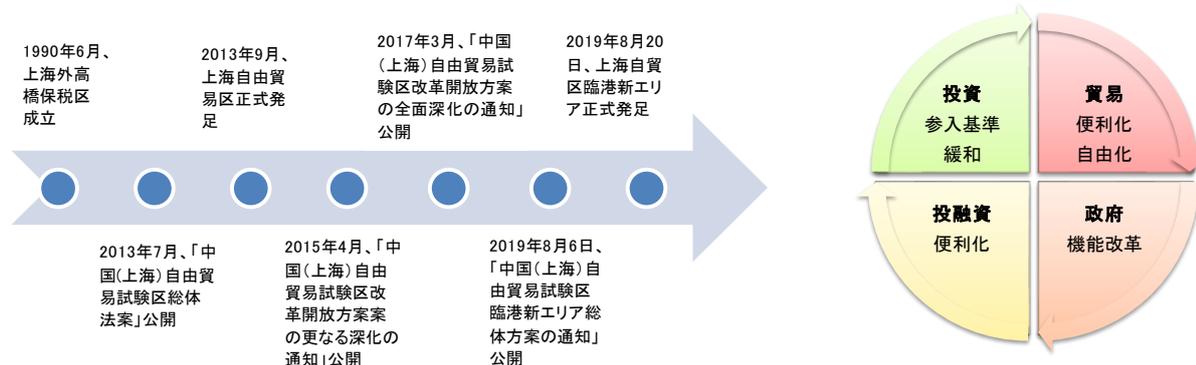


(出所)公開情報により当行中国調査室作成

深さ～上海自由貿易区における対外開放制度のレベルアップ

上海自由貿易区は2013年に立ち上げられてから、全国の自由貿易区推進の先頭に立っている。2019年8月、国務院は上海自由貿易区「臨港新エリア総体方案」を打ち出し、新制度と新措置を多数挙げた。これは、「中国(上海)自由貿易試験区総体方案」(2013年7月)、「中国(上海)自由貿易試験区改革開放の更なる深化の方案」(2015年4月)、「中国(上海)自由貿易試験区改革開放の全面深化の方案」(2017年3月)に続き、上海自由貿易区の第4回のレベルアップとなり、上海自由貿易4.0とも呼ばれている。時期的にみると、新設の自由貿易区が打ち出されたのと同時に、上海自由貿易区の開放水準も一歩ずつ深化されてきたことが分かる。

【図表9】上海自由貿易区のレベルアップ

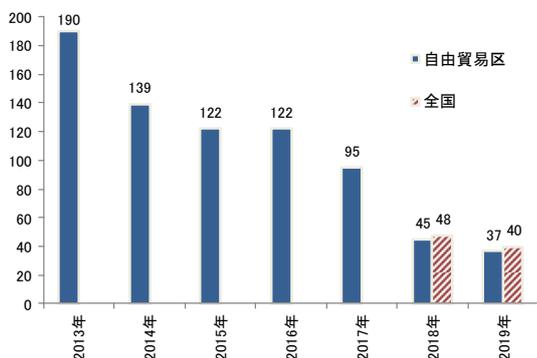


(出所)公開情報により当行中国調査室作成

上海自由貿易区の制度改革は、ネガティブリスト管理を中心とした投資管理制度、貿易便利化を中心とした貿易管理制度、資本項目の人民元兌換自由化と金融サービス産業の開放を目標とした金融制度、「事前審査」から「事後監督管理」への政府機能の転換といった4つの分野となっている。

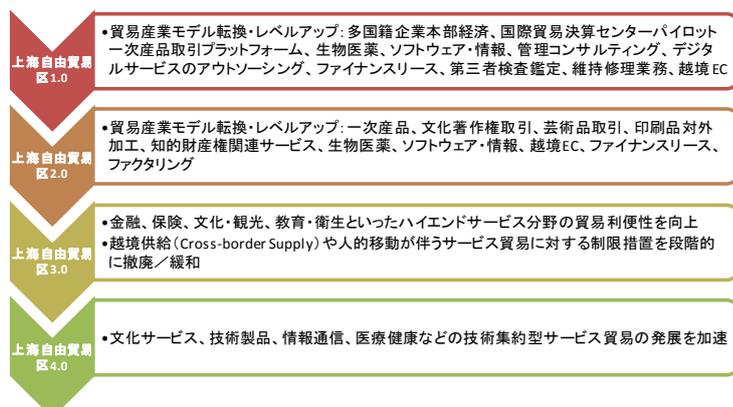
- 投資分野については、市場参入と外商投資ネガティブリスト制度の設立の全国における実施が中心措置となっている。上海自由貿易区は2013年9月に、中国初のネガティブリストを発表したが、当時の制限対象は190項あった。2014年に、上海自由貿易区のネガティブリスト制限範囲は139項へと縮小された。2015年、自由貿易区エリアが増加された際、ネガティブリストの制限対象はさらに122項まで減少され、同時に、その実施範囲は上海、広東、天津、福建まで拡大された。2017年版の自由貿易ネガティブリストの項目はさらに95項まで縮小し、実施範囲も同時に当時の11つの自由貿易区に拡大した。2018年に入ってから、全国レベルでのネガティブリスト制度の実施が開始され、ネガティブリストも「全国版」と「自由貿易区版」に分けるようになっている。2018年の「全国版ネガティブリスト」と「自由貿易区版ネガティブリスト」の制限対象分野それぞれ48項、45項まで削減した。2019年6月、国家發展委員会はさらにネガティブリストの項目削減を実施し、全国版と自由貿易版のネガティブリストの制限対象分野をそれぞれ40項、37項まで減少した。現段階で、中国の参入基準の緩和が最も進んでいるのは製造業分野であり、サービス業、農業と採掘業における参入基準緩和も段階的に行われている。

【図表10】外資参入ネガティブリストの制限産業数の推移



(出所)暦年の外資参入ネガティブリストにより当行中国調査室作成

【図表11】上海自由貿易区におけるサービス貿易の自由化



(出所)上海自由貿易区関連の方案により当行中国調査室作成

- 貿易の便利化・自由化改革について、国際貿易の「ワンストップ化」、通関手続きの簡素化などの措置が代表的である。それに加え、文化サービス・情報通信・医療健康などの資本・技術密集型サービス貿易の発展を促進し、越境ECサービスモデルを革新することで貿易自由化を図る。こういったサービス貿易産業の充実化は自由貿易区の利便性の向上にも有利であると見られる。
- 政府機能の改革は企業新設や業務展開において「事前審査」から「事後管理」へ転換するという商業管理

制度の便利性の改革に重点を置いている。また、工商部門による「営業許可」と産業監督管理部門による「経営許可証明書」の取得分離制度の実施により、「営業許可」を取得すれば一般的な経営活動が許可され、特別許可の経営が必要な業界だけ、業界主管部門に「経営許可証明書」を申請する。企業の事業展開に必要な行政手続きの簡素化に大きく寄与し、市場参入障壁を低下させ、ビジネス環境の改善と行政効率の向上に繋がっている。

➤ 投融资の便利化を目標とする金融改革は上海自由貿易区の最も特色のある改革分野である。上海は中国の国際金融センター都市の1つとして、金融セクターの発展レベルが高く、金融対外開放政策の実践が最も進んでいる。金融の対外開放改革は資本取引の自由化と金融業開放度の向上という2つの分野に分けられる。金融サービスの多元化と金融市場の国際化水準の向上が多国籍企業のビジネス展開にとって有利である。

【図表 11】上海自由貿易区における金融分野の改革

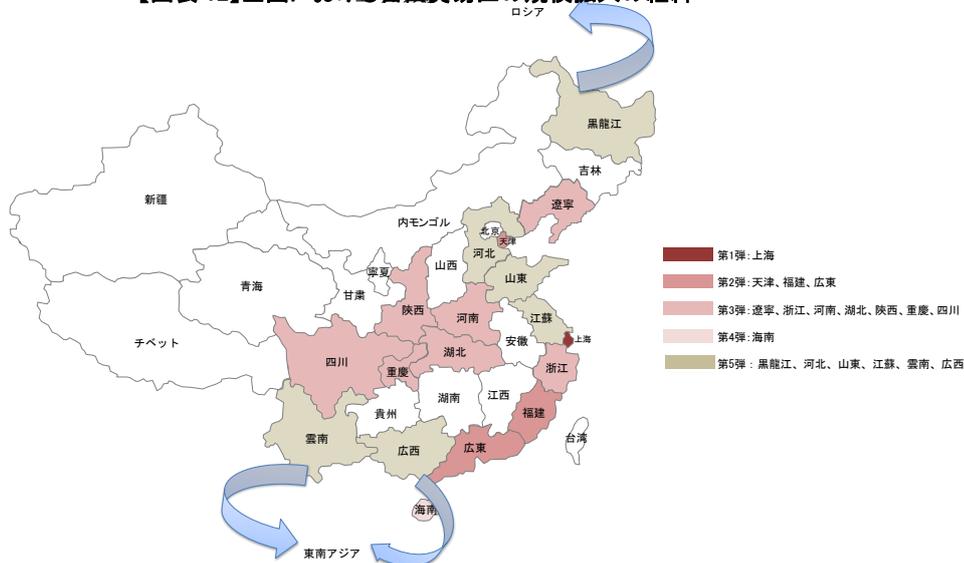
上海自由貿易区1.0	上海自由貿易区2.0	上海自由貿易区3.0	上海自由貿易区4.0
①資本項目の人民元兌換改革、金融市場金利の市場化、人民元のクロスボーダー利用のパイロットを実施	①金融イノベーションと市場開放を加速、上海国際金融センターの建設との協働を強化	①「中国(上海)自貿区金融開放イノベーションパイロットをさらに推進 上海国際金融センター建設方案を加速」(金融改革40か条)	①優良企業のクロスボーダー人民元業務手続の簡素化
②外債管理改革	②クロスボーダー融資と越境資金流動のマクロprudential管理枠組みを構築	②国際的な金融市場システムの構築を加速	②自由貿易口座(FT口座)人民元・外貨一体化機能のパイロットを実施
③外債管理改革	③企業のクロスボーダー融資活動を支援	③資本項目の人民元兌換パイロットを推進	③資本流出入・兌換の自由化を模索
④多国籍会社企業本部の外貨資金集中運用・管理	④国内企業と外資企業における外債政策の統一化	④洋山保税港区と上海浦東空港総合保税区分などの税関特別監督管理区域で、自由貿易港を設立	④金融機関による国内企業と非個人投資家向けの海外債券発行、海外M&Aとクロスボーダー資金の集中運営などの金融サービスの提供を支持
⑤民間企業と外資企業の金融サービス業への参入を開放		⑤上海エクイティ委託管理取引センターにおける「科学イノベーションボード(科創板)」パイロットを深化、科学イノベーション企業への金融サービスの完備を促進	⑤適格な金融機関によるクロスボーダー証券投資、クロスボーダー保険資産管理業務の展開を支援
⑥国際的金融市場取引プラットフォームの設立		⑥外資企業によるイノベーションプラットフォームの参加を奨励	⑥金融業の対外開放措置を先行して実施、金融機関における外資の持株比率制限の緩和、外資金融機関の業務経営範囲の拡大といった措置を積極的に実施
⑦外資企業の商品先物取引への参入を段階的に許可へ		⑦自由貿易区が「一帯一路」戦略での連動効果を発揮	
⑧エクイティ委託管理取引機構による総合サービスプラットフォームの構築を支持			
⑨再保険市場の発展を促進			

(出所)上海自由貿易区関連の方案により当行中国調査室作成

広さ～自由貿易区の範囲は沿海部から内陸部へ、東部から西南部へ拡大

自由貿易区建設の「広さ」を分析すれば、第1弾と第2弾の貿易区は長江デルタ、珠江デルタ、京津冀を中心とした東南沿海部に選定されていた。2017年4月の貿易区は長江デルタの浙江、東北の遼寧を加え、中部と西部地域に重点を置けるようになった。これは、東部から中部への産業移転を促進するためであるとも考えられる。さらに、2019年8月に公開された第5弾の自由貿易区は、雲南、広西、黒龍江といった陸上の辺境地域を自由貿易区に組み入れることは、東南アジア、ユーラシア大陸への連結を強め、「一帯一路」を意識している傾向が強いと見られる。

【図表 12】全国における自由貿易区の規模拡大の経緯

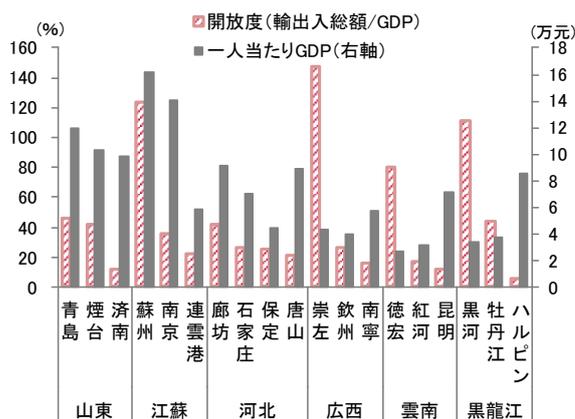


(出所)公開情報により当行中国調査室作成

6つの新自由貿易区の特徴と主要任務

新たに公開された6つの自由貿易区は6省の19区域が含まれており、各区域の経済発展状況に大きな差異が存在し、自由貿易区としての任務も異なっている。東部の山東、江蘇、河北における自由貿易区域は経済発展のバランスが取れており、対外開放と一人当たりGDPの水準は一致している。そのため、東部地域の自由貿易区の任務は「新経済」の発展に重点を置いている。それに比べ、広西、雲南、黒龍江の自由貿易区は地域貿易依存度(輸出入総額/GDP)が同省の他の地域を大幅に上回っているが、一人当たりGDPは低水準である。西南部と東北部の自由貿易区に対しては、地理的優位を發揮し、それぞれアセアン諸国とロシアとの貿易取引のハブとしてプレゼンスを高めると位置付けている。

【図表13】新自由貿易区の概況



(出所)各地域の統計局により当行中国調査室作成

【図表14】6つの新自由貿易区の役割分担

自由貿易区所属地域	自由貿易区名称	重点発展産業	機能・位置づけ
崇左	崇左エリア	越境貿易、越境物流、越境金融、越境観光及び越境就労協力	越境産業協力模範区、陸上国際貿易のハブ
保定	雄安エリア	次世代情報技術、近代的生命科学と生物技術、ハイエンドサービス業	ハイエンド産業と新産業の開放発展の地域リーダー、デジタルビジネス発展模範区、金融イノベーション先行区
石家荘	正定エリア	空港の経済的効果を發揮(臨空産業)、生物医薬、国際物流、ハイエンド設備製造産業	航空産業開放発展集積区、生物医薬産業開発創新の地域リーダー、総合物流ハブ
唐山	曹妃甸エリア	一次産品国際貿易、空港サービス、エネルギー貯蔵、ハイエンド設備製造業などの産業	東北アジア経済協力リード区、空港経済創新模範区
廊坊	大興空港エリア	航空物流、航空科学技術、ファイナンスリース	国際交流センター機能分担地域、国家航空科学技術創新地域リーダー、京津冀協同発展模範区
昆明	昆明エリア	ハイエンド製造業、交通物流、デジタル経済、本部経済(Headquarters Economy)	南アジアと東南アジア向けの流通ハブ、情報物流センターと文化教育センター
紅河ハニ族チンポ族自治州	紅河エリア	加工、貿易、ヘルスケアサービス、越境観光、越境EC	アセアン諸国向けの加工製造基地、商務物流センター、中国・ベトナム経済回廊創新協力模範区
徳宏タイ族チンポ族自治州	徳宏エリア	越境EC、越境生産能力協力、越境金融	国境地域開放先行区、中国・ミャンマー回廊のハブ
ハルビン	ハルビンエリア	次世代情報技術、新材料、ハイエンド設備、生物医薬などの戦略新興産業、科学技術・金融・文化観光などの近代的サービス業及び寒地氷雪経済	ロシア及び東北アジアとの全面協力の担当地域、国内とユーラシア国家の物流ハブ、東北振興のけん引役
黒河	黒河エリア	越境エネルギー資源の加工利用、グリーン食品、商務貿易物流、旅行、国境地域金融	越境産業集積区、国境都市協力模範区、国境物流ハブ、中露交流協力の重要基地
牡丹江	綏芬河エリア	木材、食糧、クリーンエネルギーなどの輸入加工業、商務貿易ファイナンス、近代的物流などのサービス業	貨物輸出入の貯蔵・運輸・加工集積センター、国際的な陸運・開運ルートの国境港型国家物流ハブ、中露戦略協力及び東北アジア開放協力の重要プラットフォーム

(出所)自由貿易区方案により当行中国調査室作成

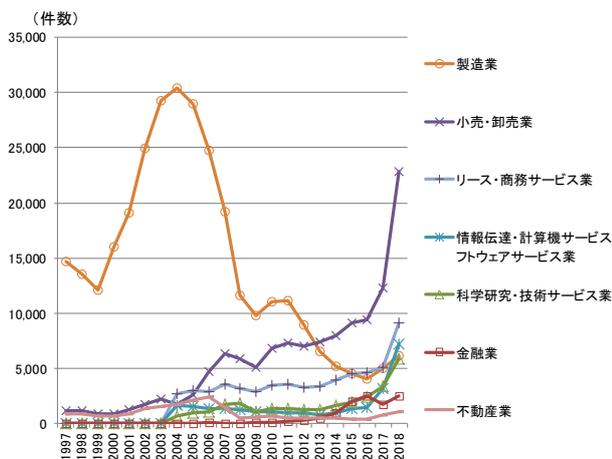
「世界の工場」から「世界の市場」へ

1997年以來の外商の対中国投資の動向をみると、産業別投資件数では、製造業投資は2004年を皮切りに減少に転じており、同時に、小売・卸売業、リース・商務サービス業の投資件数は増加し続けている。特に、

2016年以來、小売・卸売業、リース・商務サービス業、情報伝達・計算機サービス・ソフトウェアサービス業、科学研究技術サービスといった産業の投資件数は飛躍的に増加している。直接投資金額を見ると、製造業と不動産業の投資金額規模が比較的に大きい。製造業は2011年、不動産業は2014年を最高点に投資規模が減少に転じたが、2018年には再び跳ね上がっている。それに比べ、リース・商務サービス業の投資金額は上昇し続けている。

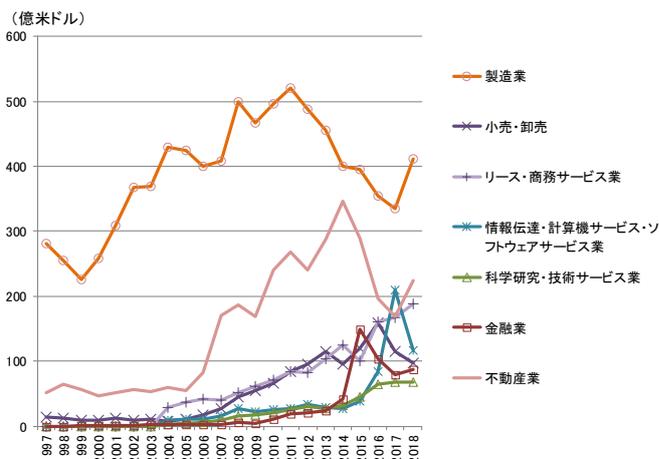
2016年以來のサービス業外商投資の急増は、外商投資ネガティブリスト制度の実施によるサービス業における外資参入規制の緩和と深く関連している。同時に、その背景には、中国の発展モデルは「世界の工場」から「世界の市場」へ転換しているという中国市場環境の変化もある。自由貿易区の位置づけは、中国の加工貿易の一環から、貿易サービスの提供などを含む対外開放における総合的な機能の提供という役目を担うようになってきている。

【図表 15】FDI プロジェクト数の推移



(出所)国家統計局より当行中国調査室作成

【図表 16】FDI 金額規模の推移



(出所)国家統計局より当行中国調査室作成

自由貿易区の成立は中国の対外開放政策にとっては大きな一歩と言える。投資・貿易・政府・投融資といった分野における制度改革を上海自由貿易区で先行して実施してから、他の自由貿易区、さらに全国範囲へ実施するという「自由貿易区先行モデル」戦略を取ってきた。中国経済情勢の変化、世界の経済や地政学環境の変化に伴い、自由貿易区の範囲や改革の方向性も相応に調整されつつある。自由貿易区設置の重点は沿海部から内陸部へ、東部から西南部へ移されている。それに加え、各自由貿易区の発展の方向性として、上海自由貿易区の改革経験に対する見習いから脱出し、地方ごとの重点発展産業と独自の機能が与えられている。さらに、東北部と西南部の边境都市を自由貿易区として設立し、「一帯一路」沿線国家との連結を強化することも、新時代の自由貿易区の特徴の1つである。また、2018年に設立された海南自由貿易港、2019年に設立された上海臨港貿易新エリアの建設方案では、従来の貿易区制度改革よりも踏み込んだ制度改革を計画している。中国ビジネス環境が改善しつつあり、外商投資規制緩和が加速し続ける中で、外商企業が中国市場において新たな活躍の場を広げていくと期待される。

MUFG バンク(中国) リサーチ&アドバイザー一部
中国調査室 于瑛琪

CDI コラム

中国企業「解体新書」(6) Keep

中国経済の持続的な成長やインバウンド需要等を受けて、日本国内でも中国経済に関する報道が随分と増えました。そこで取り上げられる企業も、アリババやテンセントに留まらず、様々な企業が紹介されています。しかし、以前の批判的な風潮からの反動からか、手放して礼賛するような報道も散見され、かえって実態が見えづらくなっているように見受けられます。そこで、本コーナーでは、日本で紹介され始めている著名中国企業を取り上げ、その実態と将来の展望、日本企業に対する示唆等を述べていきたいと思います。

第6回は、昨年、ゴールドマンサックス主導で1.27億ドルの資金を得た「移動健身(モバイルフィットネスジム)」を標榜する北京卡路里科技有限公司が運営する Keep をとりあげたいと思います。

I. フィットネス業界に生まれたモバイルフィットネスというカテゴリー

最近、マンションのビデオ広告で Keep のコマーシャルを見かけることがあるかもしれません。「自律给你自由(自律があなたに自由をもたらす)」という呪文のようなキャッチフレーズに、なぜか共感してしまう人もいるのではないのでしょうか。Keep を運営するのは、北京卡路里科技有限公司(Beijing Calorie Technology CO.,Ltd.)。Keep は、サービスを提供するプラットフォームの名前です。

そもそもこのフィットネス業界は、大きく4つのモデルに分けられると言われています。最も早く中国に導入されたのは、いわゆる大型の総合フィットネスクラブです。オフィスビル、ホテル、高級住宅地の一角に、2000㎡以上のスペースを確保し、筋トレ、ヨガ、プールに至るまで総合的にそろえ、全国に施設を持っています。その後、個人が運営する多くの小さなクラブができ、フィットネスクラブという外来のサービスが中国に根付きました。さらにその後、ニーズの多様化や、ネット、スマホの普及により生まれてきたのが、新型で目的を絞った中規模のジムや、スマホのアプリをプラットフォームとして、トレーニングメニューを提供するフィットネスクラブです。

今回取り上げた Keep は、この新しいタイプのプラットフォームを運営するブランドであり、それを中心に拡大を続けている新しいタイプの新興企業です。

	主たる企業	規模	特徴
従来型 大型チェーン フィットネスクラブ	<ul style="list-style-type: none"> ■ Terawellness ■ Will's ■ NIRVANA 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1.2級都市を中心に、2000~3000㎡のジム ■ 全国に100か所程度 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 筋トレ、ヨガ、プール等メニューが充実 ■ サービス満足度が低い
新型 特化型チェーン ジム	<ul style="list-style-type: none"> ■ SuperMonkey ■ 樂刻健身 ■ SunPig 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 200~300㎡程度のスペース ■ 都市に数10か所 	<ul style="list-style-type: none"> ■ アプリによるジム利用 ■ プログラムなどに特徴を持たせ優位性を強調
インターネット APP フィットネスクラブ	<ul style="list-style-type: none"> ■ Keep ■ Fittime ■ Hotbody 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ネットアプリによるトレーニングメニュー提供 ■ リアル店舗も設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■ アプリにより全国にユーザーを確保 ■ ビッグデータとAI活用
フィットネス 工作室	<ul style="list-style-type: none"> ■ OneFit ■ Rosejay 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人トレーナーの起業により、小規模なトレーニングルーム運営 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運営者が独自に作成したプログラムによるトレーニング中心

II. 順調に資金調達をしながら拡大していくモバイルフィットネス

2015年2月に、オンライン上に登場したKeepは、2018年末には、登録者数1.6億人にまで成長しました。2015年にKeepが出現した背景には、従来型のトレーニングジムやフィットネスクラブが経営不振で倒産するなどして会員権型のクラブ運営モデルに不信感が広がったことや、肥満の悩みを抱える人が年々増加し、健康への関心が日増しに高まっていた時期であったことなどがあります。

当初Keepが狙っていたのは、フィットネスに関してほとんど知識のないゼロスタートの若い人たちでした。彼らは、フィットネストレーニングに関心を持ちながらも、身近に指導をしてくれるトレーナーも、高額の会員権を買えるほどの経済力もありませんでした。Keepはそうした層に対して専門家によるフィットネスの動画を使ったトレーニングメニューや、それに適した食事のレシピを提供し、いわゆる“サルでもわかる”式のプログラムを用意したことで、多くの未経験者層を急速に取込むことに成功しました。

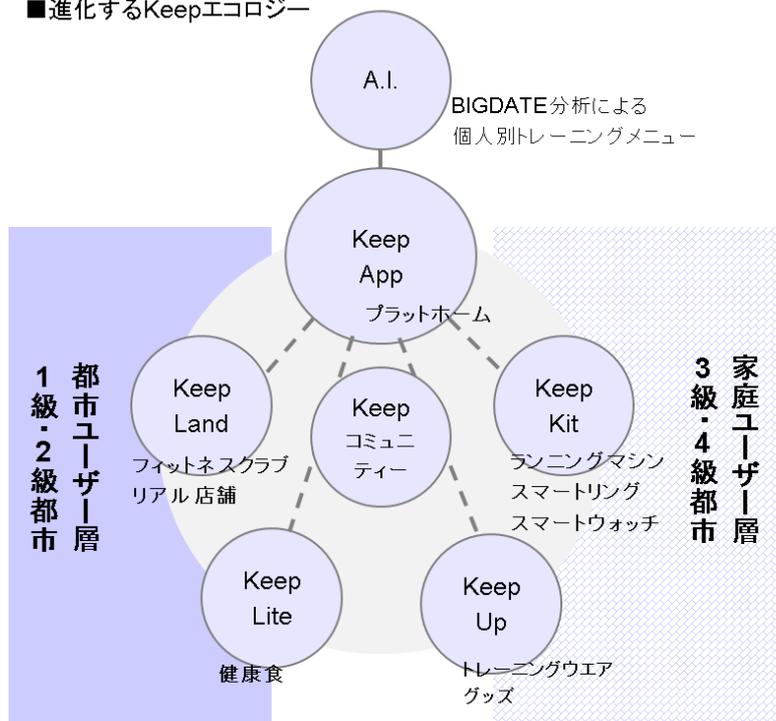
また、Keepは、資金調達に最も成功したモバイルフィットネスともいえます。2018年7月には、シリーズDとして、ゴールドマンサックスを筆頭に、テンセント、GGV、BAIなどが、1.27億ドルの資金提供を決めています。これは、この種の企業に対する1回の資金提供額としては、過去に類を見ないものです。

■Keepの資金調達

時期	資金額	ステージ	出資者
2014年11月	300万人民元	エンジェル	BWVC澤厚資本
2015年4月	500万米ドル	シリーズA	銀泰資本Ventech、Bertelsmann Asia Investments (BAI)
2015年7月	1000万米ドル	シリーズB	紀源資本GGV、BAI、銀泰資本Ventech
2016年5月	3200万米ドル	シリーズC	農興資本、起源資本GGV、BAI
2016年8月	数千万米ドル	シリーズC	テンセント
2018年7月	1.27億米ドル	シリーズD	ゴールドマンサックス(中国)、テンセント、GGV紀源資本、農興資本、BAI

出所：新聞報道等より抜粋

■進化するKeepエコロジー



巨額資金を得たKeepは、オンラインからオフラインへの拡張とエコロジーの形成に余念がありません。

ユーザーのトレーニングシーンごとにセグメンテーションを行い、シーン別の商品の充実に努めています。

Keeplandは、1, 2級都市ユーザー層向けに開発したオフラインのリアルフィットネス店ですが、オンライン上のフィットネスプログラムの延長線上にあります。1レッスン24人のグループトレーニングへの応募者は、定員の95%以上、リピーターは、80%以上という盛況ぶりです。KeepKitは、トレーニンググッズの商品ラインです。家庭ユーザー向けにKeepが独自に開発したもので、ランニングマシンK1は2000元程度のお値打ち価格で、発売以来すでに1万台以上を売り、注目を浴びました。

これ以外にも、健康食、トレーニングウェア、グッズ、コミュニティーを Keep アプリのプラットフォーム上に展開し、それらの融合を進めることでエコロジーを充実させようとしています。

拡大を続ける Keep ではありますが、現在のところそのビジネスモデルが十分に安定しているとはいえないようです。フィットネスアプリの収益源はシンプルで、ネット販売、トレーニングプラン収入、広告収入となりますが、一般的に、そもそもネットユーザーたちは、フィットネスにあまりお金を使いたがらないと言われていています。トレーニングプランにお金を払うのも相当ディープなユーザーに限られ、広告も、あまりに増やすとユーザーの動画視聴に悪影響があるので増やせないといった問題がでています。現在は、会費制も導入して、収益の安定化を進めているわけですが、どれほどのユーザーがついてきてくれるのかが今後の課題です。

Ⅲ. フィットネス×カメラ×ビッグデータ×AI=テクノロジー企業としての Keep

アリババは当初、ただの EC サイトのプラットホームオペレーターでしたが、後に、強大なソフトウェア開発企業となったように、Keep も、自らをハイテク企業と名乗り、AI 化を軸に、その技術の向上に力を注いでいます。

現在最も力を入れているのは、センサーとカメラを使って運動する様子をデータにしなが、それを AI を用いて分析し、サービスに活用するというものです。例えば、ユーザーの動きをカメラで分析して、その動きの正確性や、妥当性についてリアルタイムで点数付けをしたり、何らかのフィードバックをするというようなことを考えています。

さらに、そうして収集した膨大なデータを用いて、ユーザー個人ごとに、その人に合ったトレーニングメニューを提供できるバーチャルトレーナーを開発しようとしています。従来型のジムにいるトレーナー1人は、1時間当りの稼ぎはせいぜい300元～500元程度が相場ですが、AIによるオンライントレーナーなら、その単価を何倍にも拡大することができます。実際にそれらは、商品化を進められており、単価を数10元から、200元程度のものにすることも想定されています。

AI 開発という面から見ると、Keep は、フィットネスというテーマを扱っている AI 技術開発企業というふうにも見えます。AI 技術とビッグデータをベースにした進化は、他社との比較優位を保つキーファクターとなりえるのだと思いますし、その技術をベースにした新たな分野への応用ということも考えられるのだらうと思います。

今後も、モバイルフィットネスビジネスのオペレーターである Keep と、その技術を支える AI 開発のハイテク企業でもある Keep のどちらの面にも、注目しておく必要がありそうです。

(筆者 仁田脇)

当資料は情報提供のみを目的として、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

コーポレートディレクション 上海オフィス

コーポレートディレクション(CDI)は、1986年に米系大手コンサルティングファームであるBCG東京オフィスから10名が独立して設立した、日本初の独立系戦略コンサルティングファーム。2008年の上海オフィス設立を皮切りに、現在ではアジア5箇所に現地拠点を有する。

上海オフィスでは、主に日本企業の中国参入戦略立案、戦略再構築、及び実行に伴う組織業務改革、中国企業との提携支援等を提供。一方で、中国企業をクライアントとした日系企業との提携支援も提供している。

プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士

定款記載事項って? -その日本と中国の比較-

今回以降 2 回にわたって、ビジネスを始めるにあたっての最も基礎となる会社の定款について、その記載事項を日本と中国の比較の観点から確認してみたいと思います。

定款とは

日本と中国の定款定義

日本における定款とは、会社の組織・活動を定めた根本規則をいい(実質的意義の定款)、これを記載した書面・記録した電磁的記録を指す場合もあります(形式的意義の定款)。

また、株式会社を設立するには発起人が定款を作成し、これに署名または記名捺印(または電子署名)するものとされ、その後、その内容を明確にして後日の紛争や不正行為を予防するため、公証人による認証が必要とされ、その認証を受けなければ効力を生じないものとされています。

中国における定款(中国語で「章程」とは、会社の組織や行為を規範化し、会社と株主間、株主同士の金銭義務関係を規定する必須の法定基本文書とされます。

また、会社の設立には法律の要請に従った会社定款を要するものとされ、株主はこれに署名押印を行うものとされています。

このように会社内の憲法と呼ばれるような会社の最も基礎をなすという意味では、日本と中国においてほぼ同様といえる定款ですが、日本においては公証人による認証が必要となる点で異なるといえます。

それでは、この定款認証とはどのような制度なのでしょう?

日本における定款認証

一般に、設立当初に作成された認証を受ける前の定款を原始定款といいます。

この当初作成された原始定款については、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じないものとされており、このままではただの紙と同じです。

そこで、必要となる定款認証とは、正当な手続きによって定款が作成されたことを公証人が証明することです。この認証行為は公証人の権限ですので、公証人以外が認証をすることはできず、会社設立に際しての法務局への設立登記の申請に際しては、この公証役場で認証を受けた定款でなければ受理されず、会社設立を行うことができません。

公証役場と公証人

日本全国におよそ 300 箇所ある公証役場には法務大臣から任命された公証人が執務を行っており、公証人は元裁判官や元検察官等、長年法律関係の実務経験を有していた人であり、認証を与える権限を持っています。

会社を設立するにあたっては会社の住所(本店所在地)と同一の都道府県にある公証役場で定款認証を受けなければなりません(公証人法62条ノ2)。従って、例えば東京都中央区に会社を置く場合、東京都内であればどの公証役場でも構いませんが、神奈川県や千葉県での定款認証は受けられないものとなります。

認証とは

私文書について公証人がなすものについて、原本の認証は、その文書が名義人により作成されたものであることを公証し、謄本・抄本の認証は、その内容が原本と相違ないことを公証するものです。定款認証については、前者の原本の認証にあたります。

定款の認証に際しては、原則として発起人全員が実印を押印し作成した定款と印鑑証明をもって、本人全員が公証役場に訪れなければなりません。但し、実務的には、会社を始めたばかりの忙しい時期に全員で行くというのは現実的ではない場合も多く、その場合には、公証役場に行けない発起人について実印を押印した委任状が必要となります。

この定款認証にはいくつかの要素が含まれていると考えられます。

一つには定款が名義人の意思に基づき真正に作成されたものであるということであり、もう一つはその名義人が本人であることといえるでしょう。

①真正性の確認

一般的に、契約書等があっても当事者が書面の内容について同意したとは限りません。実際に、無断でサインされた偽造や、署名・押印した後に記載内容を変造された書面が問題になる紛争はよくあります。

そこで、押印によりいわゆる2段の推定がなされることにより真正性の確認が行われるものとなります。

【2段の推定】

民事訴訟法228条4項は、「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」と規定し、押印があれば原則的に証明力が認められることになっています。

ここでは、以下のような2段階での推定がなされます。

まず、署名や印影(紙面上に押されたハンコの文字)が本人のものであると、本人が自分の意思で署名し、押印したことが事実上推定され、次に、本人の意思に基づき署名、押印されたものがあれば、それは文書の作成者の意思に基づき作成されたという書面の真正が推定されます。

この2段の推定について、「私文書の作成名義人の印影が、その名義人の印影によって押印された事実が確定された場合、反証がない限りその印影は本人の意思に基づいて押印されたものと事実上推定され文書全体の真正が推定される」(最高裁昭和39年5月12日判決)として最高裁において支持がされています。

この2段の推定については、実印だけでなく、シャチハタや三文判でも、それが本人のものであることが証明できれば二段の推定が働きます。

②本人確認

名義人の意思により真正に作成されたものであっても、必ずしも名義人が本人であるとは限りません。

そこで、発起人が人違いでないことの証明をするために、実務上、印鑑登録証明書の提出によるものとなっています。なお、印鑑登録証明書は発行後3か月以内のものに限られています。

(さらに、平成30年11月30日より、株式会社、一般社団法人及び一般財団法人を設立する際、定款認証時に、その法人を実質的に支配する人物を申告する制度が始まっています。)

それでは、そもそも印鑑証明の機能とはどのようなものでしょうか？

ここでは、信頼できる第3者が本人の印鑑の正当性を保証しているものといえます。

但し、印鑑証明自体は、登録を受け付ける各市区町村が定める「印鑑条例」が根拠となっており、各自治体の条例の内容は、昭和49年2月1日の自治省行政局振興課長発、各都道府県総務部長宛通知「印鑑の登録及び証明に関する事務について」により、ある程度全国统一されていますが、運用はあくまで自治体ルールであり、登録できる印鑑の形状などにも微妙に違いが出ています。

従って、裏付けとなる法律は存在せず、条例によって支えられてきているものといえるでしょう。

参考:電子定款(電子署名付書類)の機能

電子署名法3条

電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く)は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

ここでは、電子署名の機能についても、真正性の確認であり、本人確認の要素までは含まれていないことが分かります。

従って、電子署名付き電子定款であったとしても、実務上、認証依頼の際には印鑑証明をもって行かなければならないものとなります。

さらに、実務上、電子定款の場合、定款へ署名をするのは代表者1人で良いとされています。代わりに、他の発起人(出資者)から委任状をもらう必要があるとされています。

ここでは、本質的には、真正性の確保の観点からは、発起人全員が電子署名した上で、本人確認の観点から、全員で印鑑証明を持参し訪れるべきといえますが、後者について実務上委任状で対応されることを前提とした場合、電子署名があまり一般的でないことに鑑み、前者についても委任状で対応されるものと解釈できるでしょう。

しかしながら、電子署名については、そもそもの発生態様が cyber security によるものであって、そこでは実社会に比較してより高い confidentiality(秘匿性)、Authentication(本人性)が求められることを考慮した場合には、電子定款の電子認証に際して、印鑑証明を要求することには違和感を感じずにはられません。

中国における定款作成においてはこのような認証制度は設けられておらず、会社設立申請者(一般に株

主)が定款を作成し、その他の書類とともに会社登記機関に設立申請を行うものとされているのみです。

但し、投資者については、本人確認または在外公館による認証等の手続きが必要とされます。

定款記載事項

日本における定款記載事項

絶対的、相対的、任意的記載事項

絶対的記載事項

定款に必ず記載しなければならない事項をいい、これを記載しないと定款自体が無効になり、原始定款において必ず記載が必要とされるものとして以下の5つがあります。

- ①目的
- ②商号
- ③本店の所在地
- ④設立に際して出資される財産の価額またはその最低額
- ⑤発起人の氏名または名称及び住所

また、発行可能株式総数も、会社設立までには必ず定款に記載しなければなりません。他の絶対的記載事項と異なり、原始定款(認証前の定款)に定めなくても、会社設立時(設立申請時)までに定めることが可能とされています。

①目的

定款に記載する「目的」とは、会社が行う「事業の内容」です。

会社は、定款で「目的」として記載している範囲内でのみ活動することができ、「目的」に記載していないことは法律上できない、とされます。

実務的には、定款の目的として、「その他上記に関連する業務」という規定を入れるのが一般的となっており、明確に規定された目的に当てはまらなくても、この所謂バスケット条項に含まれるとして、目的外といわれるリスクを回避しています。

②商号

会社の名称を、会社法では「商号」といいます。

商号は、個人でいうところの姓名にあたり、会社が事業において自己を表示するために表示する名称です。

また、会社の名称である商号は、事業上の信用を維持するために法定に保護する必要があるため、会社登記簿に必ず登記をしなければなりません(絶対的登記事項)。他方、会社ではない個人企業は、登記するかしないかは自由(相対的登記事項)です。

商号は原則自由に決めることができますが、一定のルールが決められています。

まったく同じ住所で全く同じ商号では、会社の区別がつかみませんので商号登記ができません。

株式会社の場合は、商号の前か後ろに必ず「株式会社」の文字を入れなければなりません。

他人の著名な商号と、同一もしくは類似の商号を利用することを「著名表示冒濫」といい、不正競争防止法で禁じられています。

また、すでに他社が商標登録している商標と同一、類似の文字等を「商号」として使うと他社の商標権の侵害ということになり、損害賠償請求や差止請求を受けることがあります。

さらに、著名とまで言えなくとも、その地方において住民、需要者に広く認識されている商号も、それを使用することで他人の商品や営業と混同が生じる場合は「混同惹起行為」として商号使用が禁じられます。

③本店の所在地

最少行政区画である市町村、例えば、東京都の場合は区まで記載することで足りません。もちろん詳細な番地まで記載してもかまわないのですが、この場合は、隣のビルへの移転等の場合にも定款の変更が必要となります。

④設立に際して出資される財産の価額またはその最低額

会社設立にあたって、出資される額の最低額を決めなければなりません。この具体的な額については、会社法上の制限はなく、最低額として記載しても、固定額としてもかまいません。

⑤発起人の氏名または名称及び住所

発起人は、個人でも法人でもなることができます。

次回以降、日本の相対的、任意的記載事項を解説し、その中国との比較及び相違にかかわる背景等についてみていきたいと思えます。

当資料は情報提供のみを目的として、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

望月一央(公認会計士) MAZARS JAPAN/CHINA パートナー

東京公認会計士協会租税委員会委員

IBFD Japan Chapter Author(Transfer Pricing, Investment Funds)

MAZARS は、世界数十カ国、数万人のスタッフを有する、監査、会計、税務およびアドバイザリーサービスに特化したワンファーム型の国際会計事務所です。このたび、中国拠点・スタッフを増大した新体制により、日本企業にとってもますます重要となる中国企業関連分野での、最先端の業務を提供させていただきます。また、中国以外にもインド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、ミャンマーなどのアジア地域におけるワンファームならではの緊密な連携により、複合的なサービスを提供させていただきます。



三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2019年10月)

- ニュースフォーカス No.10 2019
深圳: 社会主義先行モデル地区の建設を中国政府が後押し
http://rmb.bk.muftg.jp/files/topics/1014_ext_02_0.pdf
業務開発室
- ニュースフォーカス No.11 2019
広東・香港・マカオグレーターベイエリア個人所得税優遇政策(広州市編)
http://rmb.bk.muftg.jp/files/topics/1015_ext_02_0.pdf
業務開発室
- MUFG BK 中国月報 第164号(2019年10月)
事例から分析する中国子会社に対する内部統制の重要性とその確立方法
http://rmb.bk.muftg.jp/files/topics/1033_ext_02_0.pdf
国際業務部
- MUFG BK CHINA WEEKLY 2019/10/2
スポーツ産業発展の促進意見 消費拡大と国民の健康増進へ
http://rmb.bk.muftg.jp/files/topics/1037_ext_02_0.pdf
国際業務部
- 経済マンスリー 2019/9/30
米中摩擦長期化で問われる民間企業政策の有効性
http://rmb.bk.muftg.jp/files/topics/1036_ext_02_0.pdf
国際業務部

本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。

本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。

本資料に含まれる情報は、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。

過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。

当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されます。当行(含む本店、支

店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。

受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク(中国) 有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214